



熊本県公報

第13324号
令和6年(2024年)
4月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（沖新加入区）・・・（団体支援課）	1
○熊本港湾施設の概要・・・（港湾課）	2
○指定納付受託者の指定・・・（税務課）	2
○指定納付受託者の指定・・・（ 〃 ）	3
○指定納付受託者の指定・・・（ 〃 ）	3
○指定納付受託者の指定・・・（ 〃 ）	3
○指定納付受託者の指定・・・（ 〃 ）	3
○指定納付受託者の指定・・・（ 〃 ）	4
○指定納付受託者の指定・・・（ 〃 ）	4
○指定納付受託者の指定・・・（ 〃 ）	4
○熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程・・・（危機管理防災課）	5
○公立大学法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準並びに標準処理期間・・・（市町村課）	5
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（建築課）	7
○基本測量の実施・・・（監理課）	7
○基本測量の終了・・・（ 〃 ）	7
○公共測量の実施・・・（ 〃 ）	7
○公共測量の終了・・・（ 〃 ）	8
○公共測量の終了・・・（ 〃 ）	8
○公共測量の終了・・・（ 〃 ）	8
○公共測量の終了・・・（ 〃 ）	8
○公共測量の終了・・・（ 〃 ）	8
○公共測量の終了・・・（ 〃 ）	9
○公共測量の終了・・・（ 〃 ）	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（建築課）	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（ 〃 ）	9
○土地改良事業（維持管理）計画の変更・・・（農村計画課）	9
○土地改良区の定款変更の認可・・・（ 〃 ）	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（建築課）	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（ 〃 ）	10
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・（ 〃 ）	10
○医療法第30条の6の規定に基づく熊本県保健医療計画の変更・・・（健康福祉政策課）	10
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・（商工振興金融課）	11
登 載 依 頼	
○令和6年度（2024年度）第1回熊本県いじめ防止対策審議会 議会の開催・・・（いじめ防止対策審議会）	11
○熊本県行政不服審査会の開催・・・（行政不服審査会）	12

告 示

熊本県告示第502号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和6年（2024年）4月19日から令和6年（2024年）5月3日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

加入区	発起人の住所及び氏名	法第113条第1	縦覧場所
-----	------------	----------	------

の名称		項の申出をする漁業協同組合	
沖新加入区	熊本市西区沖新町3971番地 竹本 和垂 熊本市西区沖新町3407番地 本田 収 熊本市西区沖新町3467番地3 米村 順二	沖新漁業協同組合	沖新漁業協同組合

熊本県告示第503号

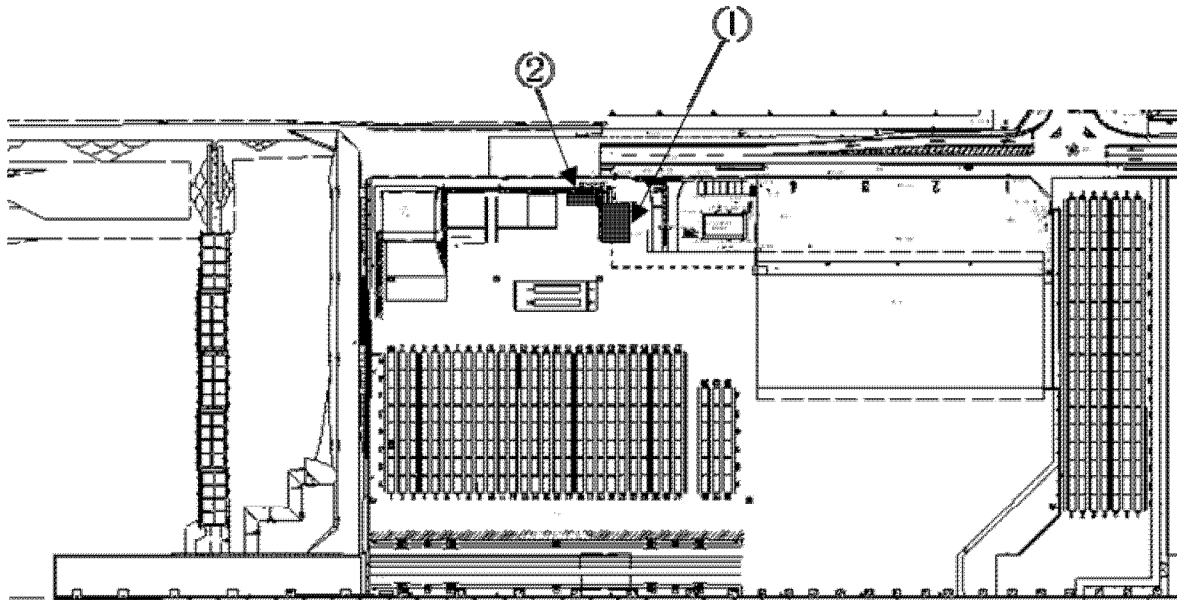
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和6年（2024年）4月19日から当該港湾施設の供用を開始する。
令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所 在 熊本市西区新港2丁目地先
- 3 概 要

番 号	種 類	名 称	数 量 及 び 能 力
①	その他施設	コンテナ荷捌地 冷凍電源設備	3基（48kVA /基）
②	その他施設	受変電設備	受電盤1基、キュービクル送電盤1基、ガントリークレーン送電盤2基、アクティブフィルタ盤1基（400kVA /基）、アクティブフィルタ変圧器盤1基、アクティブフィルタ空調電源盤1基

4 位置図



熊本県告示第504号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月12日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第505号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
トヨタファイナンス株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
愛知県名古屋市中区牛島町6番1号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月19日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第506号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
肥銀カード株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
熊本県熊本市中央区上通町10番1号肥後上通ビル4階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月21日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第507号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月21日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第508号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のと

おり 指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
楽天グループ株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月25日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第509号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月25日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第510号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
Pay Pay株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月25日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第511号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社ビビッドガーデン
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都港区浜松町1-7-3第一ビル4階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和6年(2024年)3月27日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務(以下「納付事務」という。)を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第512号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年4月19日

熊本県知事 木村 敬

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県防災行政無線管理規程(昭和53年熊本県告示第1038号)の一部を次のよう
に改正する。
別表第1中「上益城郡益城町大字木山594番地」を「上益城郡益城町大字宮園702
番地」に改める。
別表第2の3の表中

固定局	防災天草	熊本県天草広域本部天草 地域振興局	天草広域本部天草地域振興局総務 振興課長
固定局	防災熊本土 木	熊本県県央広域本部土木 部	県央広域本部土木部工務管理課長
固定局	防災上益城 土木	熊本県県央広域本部上益 城地域振興局土木部	県央広域本部上益城地域振興局土 木部総務出納課長

を「

固定局	防災天草	熊本県天草広域本部天草 地域振興局	天草広域本部天草地域振興局総務 振興課長
固定局	防災上益城 土木	熊本県県央広域本部上益 城地域振興局土木部	県央広域本部上益城地域振興局土 木部総務出納課長

に改める。
別表第2の4の(2)のイの表中「熊本県新松原町(宇城消防)防災行政連絡所」を「
熊本県境目町(宇城消防)防災行政連絡所」に改める。
別表第2の5の表中「熊本県県央広域本部土木部」を「熊本県庁」に改める。
別表第3の1の表中「支部局及び移動局並びに防災消防航空センター」を「移動局及び
防災消防航空センター」に改める。
別表第3の2の(2)の表中「上津浦ダム管理事務所」を「上津浦ダム管理所」に改め
る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県告示第513号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の2及び第250条の3の規定によ
り、公立大学法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準並びに標準処理期間を
次のように定める。

令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木村 敬

第1 公立大学法人の設立を認可する場合

公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)
第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)の設立の認可については、
法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

(1) 名称に公立大学法人という文字が用いられていること。

(2) 役員については、次に定める基準に適合していること。

ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なもの
であること。

イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。

(3) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

ア 公立大学法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基
礎を有していること。

イ 出資が、地方公共団体に限られていること。

ウ 設立団体(法第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)が、公立
大学法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資してい

ること。
エ 出資とされる財産のうち金銭以外のもので、出資の日に現在の時価を
基 準として算出する。この場合、出資者の意見を聴いて評価した
額が、出資者の意見を聴いて評価した額を有する者の意見を聴いて評価した
オ 法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人である公立大学法人
に承継される権利に係る財産の価額は、当該公立大学の成立する日現在にお
けらるる時価を有する者の意見を聴いて評価した額を有する者の意見を聴いて
額を有する者の意見を聴いて評価した額を有する者の意見を聴いて評価した額
(4) 以上を基礎として、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法に
より行われなければならないこと。
(5) 解散に伴う余財産の分配の方法が適切であること。
(6) 定款は、法第69条の規定を踏まえて、公立大学法人が設置する大学における教
育研究の特性に配慮したものとすること。
(7) 学長を理事長と別に任命する場合は、その旨を定めていること。
(8) 法第71条第3項に規定する選考の機関については、当該選考機関の構成員に関
する事項及び当該選考機関の議事の手続に関する事項その他当該選考機関の適正な
運営を確保するに必要となる事項を定めていなければならないこと。
(9) 考機関の代表者として構成する委員は、当該選考機関の適正な運営を確保するた
めに必要となる事項を定めていなければならないこと。
(10) 公立大学法人の理事長が当該公立大学法人の設置する大学の学長となる場合
については、当該公立大学法人の成立後最初の学長となる理事長の任命に関する手
続を定めていること。
(11) 学長を理事長と別に任命する場合は、学長を別に任命する大学の学長
の当該大学設置後最初の任命に関する手続を定めていること。
(12) 公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期を定めてい
ること。
(13) 経営審議機関については、経営審議機関の構成員に関する事項及び経営審議機
関の審議事項に関する事項その他経営審議機関の適正な運営を確保するために必要
な事項を定めていること。
(14) 教育研究審議機関については、教育研究審議機関の構成員に関する事項及び教
育研究審議機関の審議事項に関する事項その他教育研究審議機関の適正な運営を確
保するために必要となる事項を定めていること。
(15) 業務については、法第21条第2号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外
のものに限定しないこと。
(16) 公立大学法人が設置する大学に、法第77条の2第1項に規定する学校を附属
させ設置する場合については、当該学校の種類及び名称並びに位置（当該学校を
設立団体の区域外に設置する場合に限る。）を定めていること。
2 公立大学法人の定款において設置することとしている大学又は大学及び高等専門学
校の設置が確実に見込まれていること。
第2 公立大学法人の定款の変更を認可する場合
公立大学法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次
の基準によって審査する。
1 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認
められること。
2 第1の1に定める基準に適合していることのほか、その定款の変更において設置す
ることとしている大学又は高等専門学校の設置が確実に見込まれていること。
第3 公立大学法人の解散を認可する場合
公立大学法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準
によって審査する。
1 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。
第4 公立大学法人の合併を認可する場合
公立大学法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準
によって審査する。
1 業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。
2 吸収合併（法第108条第1項に規定する吸収合併をいう。）をする場合には、吸
収合併存続法人（法第108条第1項第1号に規定する吸収合併存続法人をいう。）
の定款の変更が第1の1に定める基準に適合していること。
3 新設合併（法第112条第1項に規定する新設合併をいう。）をする場合には、新
設合併設立法人（法第112条第1項第2号に規定する新設合併設立法人をいう。）
の定款が第1の1に定める基準に適合していること。
第5 標準処理期間
公立大学法人の設立、定款の変更、解散及び合併の申請から認可までの標準処理期間
は、おおむね30日とする。

公 告

熊本県公告第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字東沖野4043番2、同4043番4、同4043番10、同4048番2、同4048番8の一部、同4048番9、同宇小池4205番6、同4241番1、同4241番5、同4242番1、同4242番4の一部、同4242番6、同4263番1、同4264番1、同4265番1、同4265番2、同4266番1の一部、同4266番3、同4267番2、同4268番1、同4268番2、同4268番3、同4269番、同4270番1、同4271番1、同4271番3及び里道の一部
24,931.46平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区黒髪三丁目7番29号
熊本電気鉄道株式会社

熊本県公告第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（オルソ作成）	令和6年（2024年） 5月27日から 令和7年（2025年） 3月31日まで	上天草市、宇城市、天草市

熊本県公告第225号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）	令和5年（2023年） 12月1日から 令和6年（2024年） 3月31日まで	荒尾市、南関町、和水町の一部

熊本県公告第226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（用地測量）	令和6年（2024年） 2月8日から 令和6年（2024年） 10月31日まで	上益城郡山都町長崎

熊本県公告第227号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）	令和5年（2023年） 9月1日から 令和6年（2024年） 2月29日まで	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町

熊本県公告第228号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により玉名市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（LidarSLAM技術を用いた測量、3D都市モデル作成）	令和5年（2023年） 5月8日から 令和6年（2024年） 3月22日まで	玉名市 高瀬裏川水際緑地公園

熊本県公告第229号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により玉名市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（数値地形図データ修正、3D都市モデル作成）	令和5年（2023年） 7月28日から 令和6年（2024年） 2月28日まで	玉名市都市計画区域の一部

熊本県公告第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により苓北町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真撮影、数値地形図作成、MMS計測データ（画像データ・レーザ点群データ））	令和5年（2023年） 6月28日から 令和6年（2024年） 3月15日まで	苓北町

熊本県公告第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮影）	令和5年（2023年） 10月1日から 令和6年（2024年） 3月22日まで	菊陽町全域

熊本県公告第232号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（MMS計測データ（画像データ・レーザ点群データ））	令和5年（2023年） 9月11日から 令和6年（2024年） 3月22日まで	熊本市内全域

熊本県公告第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により西原村長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮影）	令和5年（2023年） 8月1日から 令和6年（2024年） 3月28日まで	西原村全域

熊本県公告第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字南屋敷1976番2、同1978番2、同1978番3、同1978番4、同1978番5及び同1979番の一部
1,241.22平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区清水岩倉二丁目2番10号
城山ハウジング株式会社

熊本県公告第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字七ツ石2972番240
968.65平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
株式会社東栄住宅

熊本県公告第236号

宇城市に事務所を置く下益城南部土地改良区理事長守田憲史から認可の申請があった土

地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和6年（2024年）4月10日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年（2024年）4月22日から令和6年（2024年）6月6日まで
- 縦覧の場所
宇城市役所（下益城南部土地改良区事務所）

熊本県公告第237号

宇城市に事務所を置く下益城南部土地改良区理事長守田憲史から令和6年（2024年）3月22日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年（2024年）4月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字下屋敷2227番1の一部
488.99平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字柿木町1606番、同1607番、同1608番1、同1609番1、同1610番1、同1611番1、同1612番、同1613番、同1614番、同1615番、同1616番、同1617番、同1620番2及び水路2、772.29平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
鹿児島県鹿児島市西陵二丁目31番1号
有限会社カジキ不動産

熊本県公告第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月19日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字沖野5675番1及び里道の一部
4,265.35平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小山五丁目30番7号
有限会社井芹工務店

熊本県公告第241号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定に基づき、令和6年（202

4年)4月1日から熊本県保健医療計画を変更したので、同法第30条の4第18項の規定により公示する。

なお、変更後の熊本県保健医療計画は、熊本県情報プラザ、熊本県健康福祉部健康福祉政策課及び各広域本部・地域振興局保健福祉環境部において縦覧に供する。

令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第242号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年(2024年)4月19日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン八代店
八代市沖町六番割3987番3 外11筆
- 変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐輪場の位置
(変更前) 建物内北側 収容台数 22台
(変更後) 建物西側 収容台数 22台
(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 建物内南側 容量 52.00m³
(変更後) 建物内南側 容量 59.33m³
- 変更する年月日
令和6年(2024年)9月6日
- 届出年月日
令和6年(2024年)3月28日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県南広域本部総務部振興課
令和6年(2024年)4月19日から令和6年(2024年)8月19日まで
- その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)8月19日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼

熊本県いじめ防止対策審議会公告第1号

令和6年度(2024年度)第1回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和6年(2024年)4月19日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八 塚 一 郎

- 開催日時
令和6年(2024年)4月25日(木)
午後6時から午後8時まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- その他

今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2)審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。

7 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)

熊本県行政不服審査会公告第1号

熊本県行政不服審査会を次のとおり開催します。
令和6年(2024年)4月19日

熊本県行政不服審査会事務局長

1 開催日時

令和6年(2024年)4月26日(金)
午後1時30分から午後2時30分まで(予定)

2 会場

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館9階 行政不服審査会室

3 議事

- (1) 会長の選任
- (2) 委員3人で構成する合議体委員の指名等
- (3) 熊本県行政不服審査会に係る法令等の説明

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県行政不服審査会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)
電話番号: 096-333-2066